総　務　財　政　委　員　会　記　録

１．会議の日時	令和８年９月15日（火）午前10時０分～午前11時49分
２．会議の場所	第１委員会室
３．会議の議事	下記のとおり
４．出席委員の氏名	下記のとおり

協議事項

（地域協働局）

１．第５７号	議案	神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件
２．報	告	令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
３．報	告	地域交流センター指定管理者の取消の件
４．報	告	外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況

（企画調整局）

１．予算第20号	議案	令和８年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
２．報	告	令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）

（行財政局）

１．予算第20号	議案	令和８年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
２．第５８号	議案	神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件
３．報	告	令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
４．報	告	居住と税制のあり方に関する検討会からの答申について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	黒　田　武　志			
副委員長	村　上　立　真			
委　員	のまち　圭　一	岩　佐　けんや	香　川　真　二	伊　藤　めぐみ
	しらくに高太郎	大かわら　鈴子	平　野　章　三	吉　田　謙　治

議　　事

（午前10時０分開会）

○**委員長**（黒田武志）　ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、９月11日の本会議で付託されました議案の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、つなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（黒田武志）　御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、報道機関による写真撮影等の許可についてお諮りいたします。

朝日新聞社さんから、本委員会の模様を写真撮影及び録音したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（黒田武志）　御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室及び選挙管理委員会、人事委員会、監査委員会の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項に関して質疑の予定はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　特にないようですので、会計室及び選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の待機を解除いたしますから御了承願います。

それでは、順次各局の審査を行います。

（地域協働局）

○**委員長**（黒田武志）　これより地域協働局関係の審査を行います。

なお、審査の都合上、本日は福祉局及び教育委員会事務局の職員も同席しております。

それでは、議案１件及び報告事項３件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**金井地域協働局長**　それでは、議案１件、報告３件につきまして御説明いたします。着座にて失礼いたします。

総務財政委員会資料の１ページを御覧ください。

第57号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件について御説明いたします。

本件は、箕谷地域交流センター及びつつじが丘地域交流センターを廃止しようとするものです。

続きまして、３ページを御覧ください。

令和７年度神戸市各会計予算繰越し報告のうち、地域協働局関係分につきまして御説明いたします。なお、説明に際しましては1,000円単位以下を省略させていただきます。

令和７年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第２款総務費、第２項企画費では人材育成拠点整備を、第３款市民費、第１項市民費では海外移住と文化の交流センタ

一改修など６件をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計４億9,336万円です。

続きまして、４ページを御覧ください。

地域交流センター指定管理者の取消の件について御報告いたします。

対象施設は箕谷地域交流センター分館と有野台第２地域交流センターで、指定管理者はそれぞれ箕谷ふれあいのまちづくり協議会と有野台第２ふれあいのまちづくり協議会です。

現在の指定管理期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間ですが、指定管理者から事業継続が困難であるとして指定取消し申請が提出されたため、令和９年３月31日をもって指定を取り消すことを決定しました。

続きまして、５ページを御覧ください。

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について御報告いたします。

６ページを御覧ください。

１はじめに、本件は、令和２年４月１日に施行されました神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例第９条に基づき御報告するものです。

２相談体制の整備では、（１）在住外国人向けの相談窓口として、①神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語によるワンストップ相談窓口を運営しました。７ページに参りまして、②中央区役所に設置している多言語対応の外国人相談窓口では、転入時の生活情報の提供や行政手続に関する相談・案内を行いました。

（２）人権相談窓口として、①一般的な人権相談を実施するとともに、②弁護士による法律相談窓口を運営しました。

３教育の充実等では、（１）多文化共生教育の推進として、①外国人講師による国際理解教育を小・中学校で行ったほか、８ページに参りまして、②多文化共生教育推進校連絡会では、推進校の教育活動報告会等を通じて、その成果を市内各校へ発信することで多文化共生教育の推進に努めました。

４啓発活動等では、（１）人権に関する啓発として、①心かよわす親子映画大会や②心かよわす市民のつどいを開催したほか、さんちか夢広場や地下鉄三宮駅などのデジタルサイネージで動画放映や各区で人権啓発パネルの掲示を行い、本条例の周知を図りました。

（２）多文化理解・交流の促進では、①神戸国際コミュニティセンター交流スペースにおける交流・相互理解事業を、９ページに参りまして、②ふたば国際プラザにおける交流・相互理解事業を、③神戸市多文化交流員制度を実施しました。

続きまして、５情報提供では、（１）多言語による情報提供として、①神戸リビングガイドを運営し、人権の相談窓口を含む各種情報を12言語で提供しました。10ページに参りまして、②行政情報の多言語翻訳として、在住外国人にも必要な市政情報の多言語対応を行ったほか、③やさしい日本語の活用推進のため、庁内所属からの相談を受け付けるとともに区役所職員向け研修を実施しました。

（２）新規転入者への情報提供では、①区役所における情報提供として生活情報の案内チラシを配置したほか、11ページに参りまして、②拠点型初期日本語指導教室と連携した生活ガイダンスや③外国人住民生活ガイダンス事業を実施しました。

（３）市内外国人関連団体との連携では、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報提供を行いました。

13ページ、14ページには当該条例を参考に掲載しております。

以上、議案１件、報告３件について御説明いたしました。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**委員長**（黒田武志）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、第57号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんか。

○**委員**（大かわら鈴子）　まず最初に、つつじが丘地域交流センターについて伺いたいと思うんですが、御説明を聞いたときに交流センター以外に自治会館と集会所があるので、こちらを廃止しても活動は吸収できるんだというようなことを事前ヒアリングでお聞きをしたんですけども、これ交流センターの昨年の実績を見ても年間283日開館をして8,000人の方が利用されていると。物すごく活発に活動されているんですけども、本当にこれ大丈夫なのかなと思うんですね。

代替施設というふうに位置づけをされようとしている、その予定の自治会館と第２集会所なんですけれども、それぞれの利用状況をお伺いしたいと思います。

○**西口地域協働局地域活性課長**　つつじが丘の自治会館の利用状況でございますけれども、自治会とふれまちのほうからは、今現状４月からふれまち協のほうがセンターではなくて自治会の集会所であったり会館であったりというのを使っておられるということで聞いておりまして、そこに関してはこれまでの活動というのは問題なくできているというふうに聞いております。片方に関しましては結構使われているというふうには聞いておりますけれども、もう１つのほうに関しましては午後からであれば結構空いているというような状況も聞いておりまして、正確な利用率というものは把握はできておりませんけれども、まだ使えるというふうには聞いております。

以上です。

○**委員**（大かわら鈴子）　利用率が分からないという中で、今言われてたように午後は空いてるんだけどというところで、それはちゃんと整合性は取れるんですか。

○**西口地域協働局地域活性課長**　自治会のほうからは調整をすればできるというふうに――活動のほうができるというふうに聞いております。

○**委員**（大かわら鈴子）　それとね、地域交流センターということであれば公共施設ということになりますけども、自治会館であれば自治会の財産ということになりますよね。この地域は本当に自治会の加入率が90％いっているということでお聞きをしたんですけども、自治会館といえば自治会費を集めて運営をされていると思うんですけども、そういうことになれば、自治会の行事であったりとか会議であったりとか、ほかにも自治会員の方から要望が出たら、そしたらそれはきちんと担保していかないといけないというような関係にあるのではないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　つつじが丘の状況でいいますと、ふれまち協の皆さんと自治会の活動をされてる皆さんというのは非常にかぶっているところも多くて、自治会の活動とふれまちの活動と両方ともその２つでできるということで地域のほうから強い御要望を受けての今回の廃止に至った経緯です。

○**委員**（大かわら鈴子）　かぶっているからその部分では大丈夫なんだということなんですね。

じゃあちょっとお聞きしたいのが、例えば自治会に入っていらっしゃらない方もいらっしゃいますよね、10％ということであれば。そういう方が利用したいということで申込みがあったりと

か、今後も例えば学生さんがグループでちょっと学習したいんだとか、いろんな要望がこれからも出てくると思います。

交流センターであれば、そういう新しい層とかも一緒になって掘り起こして活発に利用してもらって活動してもらうというところも目的とありましたから、そういうところから考えてもそういう動きも考えられるんですが、その辺の担保というのはできるんでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　担保というほどではございませんけれども、今いろんな新しい――先生が先ほどおっしゃられたような学生さんとか、いろんな新しいプレーヤーというのも各地で出てきていらっしゃる状況ですので、そういった方には活動場所で困られたときというのは、区役所ですとか、うちのほうとか、あと民間の中間支援団体さんのほうにも御相談があったりしますので、特に交流センターに限らず民間の施設でも貸していただけるところは、こちらとか中間支援団体さんとかからも口添えしながら、いろんな場所を柔軟に活用していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○**委員**（大かわら鈴子）　ということであれば、拠点として今まで地域交流センターがあったわけですけども、それ以外のところ、いろんなところを使わないと、もしかしたら成り立たなくなるかもしれないという可能性もあるということなんですね。

○**保科地域協働局副局長**　成り立たないというよりは、それぞれの御利用されたい方のお話を伺ってますと、交流センターよりもこれぐらいのサイズのところが使いやすいとか、こういった設備があるのでここの自治会館は使わせてもらってていいとか、いろいろ皆さんのニーズもありますので、それに合わせた形で民間の皆さんにも御協力いただきながら、いろんな場所を活用していただけるように進めていきたいと思っております。

○**委員**（大かわら鈴子）　やっぱりちょっと一番心配なのは、先ほど言いましたように自治会館というのは自治会のものでありますからね、そこと、それから公共施設というところではぶつかる――利益を守ると、それぞれ一般の市民とそれから自治会の自治会員の利益を守るというところではぶつかるところが出てくる場合があるのではないかということがちょっとそれが心配なんですね。

そういう場合に自治会員のほうが優先をされるということになったら、それはそれでいろいろと課題が出てくると思うんですけども、そのあたりどうなんでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　当然自治会館ですので、自治会の方が優先的に使われるのはまず間違いないと思います。

ただ、交流センターにつきましても今優先利用枠とかもございますし、やはり交流センターの立地によっては皆さんが必ずしも第１希望で使える状態が100％というわけではございませんので、そのあたりは調整しながら、ただ活動の場所がなくて困っているという方とか団体さんがいらっしゃるという状況にはならないように、区役所と共にいろんな施設を御利用していただけるように努めていきたいと思っております。

○**委員**（大かわら鈴子）　やっぱり今私が言ってたように自治会優先になると思うんですよね。それはそう、自治会費を取っている以上は、やっぱりそうならないとおかしいと思うんですよ。だからそこを公的な役割を一緒に担ってもらうというところで、やっぱりちょっと矛盾が出てくるのではないかという不安が拭えません。

それで、この地域交流センターなんですけども、福祉避難所という指定もされて――今休館になってますけど、指定もされてたと思うんですけども、それについてはこれからどうなるんでし

ょうか。

○**西口地域協働局地域活性課長**　地域交流センターに関しましては、ほとんどの施設が福祉避難所ということで指定のほうなされておりますけれども、この廃止するところに関しては管理者もいなくなるということでございますので、福祉避難所からは外す方向で検討したいというふうに考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　ほかにじゃあ福祉避難所はどこかで確保されるということになるんでしょうか。

○**西口地域協働局地域活性課長**　福祉避難所につきましては地域交流センターを指定しておりますけれども、それ以外に大きな介護施設であったりであるとか、そういった設備が整ったようなところというのが指定されております。

　恐らく災害時に関しましては、そういった設備が整ったところを優先的に使われるというふうに聞いておりますので、今現状においては明確に代替施設としてここというところは今は持ってはおりませんけれども、対応できるのではないかというふうに考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　これまでと比べて地域から福祉避難所が減るということについても、やっぱり課題が出てくるのではないかなということも思いますし、先ほどからお聞きをしてて公的な役割を担ってやっていけるのかというと、たくさんの活動をしながらやっていけるのかというところで見ましても、これ、ふれまちのお便りで使われてるのを見せていただいたんですけども、もう本当にぎっしり詰まってるんですよね。これだけ活動されてて、いや本当に調整つくのかな、やっぱり絞っていくようなことにならへんのかなということがやっぱり不安を拭えません。

　やっぱりそういうところでいえば、きちんとこの地域交流センターをなくすのではなくて、残すという方向で考えていくことがやっぱり必要ではないかなというふうに思います。

　それから、次に北区の箕谷地域交流センターの本館のほうについてもお聞きをしたいんですけども、この３月から休止をされているということもお聞きしたんですが、これまでの利用状況をまず最初に確認をしたいと思うので、よろしくお願いします。

○**西口地域協働局地域活性課長**　箕谷地域交流センター本館、山の街の市営住宅のところにあるところですけれども、こちらにつきましては、これまでの活用ということでいうと、月２回の給食会の実施、それと月１回の喫茶の実施というふうに聞いております。

○**委員**（大かわら鈴子）　事前に頂いた資料でも令和７年度では1,117人の方が利用されていると――延べだと思うんですけどもね――これだけの方が利用されているということで、開館日数も204日開けて頑張ってらっしゃったということなんですけども、今言われたように給食ですとか喫茶ですとかそういうことを開いてずっと頑張ってらっしゃったと。やっぱり交流センター開いて行事をすればこれだけの方が来られるということですよね。やっぱりこれニーズはあるということですよね。いかがですか。

○**保科地域協働局副局長**　市営住宅のほうの住民の方が多く来られてたと聞いておりますけれども、市営住宅のほうがマネジメントということでどんどん閉鎖されておりまして、参加されていた方も少しずつ減っている状況と伺っております。

　これまでその活動を支えてこられた方々が、もうちょっと活動自体が――場所というよりもそもそも活動自体が続けられないというお声があったということで伺っております。

○**委員**（大かわら鈴子）　そうですよね。支え手の方がやっぱり人手がなくなったということなんですよね。本会議で市長は指定管理が決まらないからではなくてニーズがなくなったんだという

ことで言われたけど、違いますよ。ニーズはちゃんとあるんだけども、やっぱり支え手がないということですよね。

給食ですとか喫茶に参加されていた方にもお話を聞いたんですけども、こういうふうに言われてました。だんだん高齢になってきて、ただでさえ来る人が少なくなっている。言われているとおり引っ越しされたりとかね、少なくなっているんだということで、集まる場所も今回なくなってしまったと、本当に寂しいし、どうしていったらいいのかちょっと不安でたまらないということで言われていました。

交流できる唯一のその場所がなくなるということで本当に途方に暮れておられるんですね。こういう皆さんの居場所を廃止をしてしまうということ、これはやっぱり考え直すべきではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　箕谷の本館につきましては、市営住宅の中にも別途集会所がございまして、活動自体全くできる場所がないかというと、あるという状況になっております。ただ、そちらを使っても、皆さん給食をしたり喫茶をしたりという方がいらっしゃらないというところがそもそも今回の問題ではないかと思っております。

こちらのほうから歩いて400メートルぐらいのところに隣の甲緑地域交流センターもございますし、そもそも同じ小学校区の中に箕谷分館の交流センターもございます。そちらのほうでもそれぞれ地域の方が活動されている喫茶とか給食とかそれぞれの活動がございますので、そういったところに御参加いただけるようにお話をしてみるとかいうのは区役所と共にやっていきたいと思います。

○**委員**（大かわら鈴子）　距離的にはあまり離れてないんでしょうか、どれぐらい離れているものなんでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　甲緑のほうは先ほど申し上げましたように400メートル程度です。

分館のほうはちょっと道を渡るとかいうことにはなりますけれども、小学校区一緒ですので、小学生が歩いて15分以内というのが大体のところかと思いますので、それほど距離は離れていないと考えています。

○**委員**（大かわら鈴子）　やっぱり分館のほうは今度指定管理も募集をされるというお話も伺いましたが、それやったら一緒に本館のほうも募集をかけるということも必要ではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　本館のほうにつきましては、昨年度２回にわたり管理者のほうを公募しておりますけれども、そもそも２回とも全く関心を示される事業者さんというのがいらっしゃらなかったので、あと先ほど利用者の方のお話もございましたけれども、地域の方とお話しする中で、市営住宅の集会所とかで代替可能であるとか、センターに対するそもそものニーズというのがほとんど聞こえなかったという状況です。

分館のほうは、今回合築されている児童館のほうの事業者さんとかも意欲を見せておられるという話は伺っておりますけれども、こちらのほうは今後指定管理者を公募していくことになりますので、どういった事業者さんが決まるかは分かりませんけれども、分館のほうで活動のほうをしっかりしていただいて、そちらのほうに今回本館のほうを御利用されていた方で御希望される方は参加できるように最初から門戸を広げていただくというようなことをしていただければいいかと考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　分館のほうに行くといっても、かなり離れているということを伺ってい

るんですね。もし徒歩で行くとしても――そこを移動するとしても、徒歩で渡れるような橋しか架かってなくて、そこを歩いていくというのはとても大変なことで、なかなかそこまで行かれへんというお話もお伺いしてます。

車で行くとしてもぐるっと回らなあかんということで、本当に高齢者の方、今まで――それこそここは高齢化率の高い団地、市内でも指折りの高齢化率の高い団地ということでお聞きしてますので、そういう方がそういうふうに移動していけるのかどうかと、現実的に考えて本当に結局は参加できないということになってしまうんじゃないかというふうな危惧をしています。

だからこそ当局から話をして、公募を受けていただけそうなところがあれば、一緒にやってくださいということを言うべきではないかなと思うんですね。そうすれば、これまで1,000人近い方が年間来られてたわけですから、その方たちもきちんと来れるようになるということが可能だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　繰り返しになりますけれども、市営住宅の集会所を使って活動していただける方が出てくるというのが一番望ましい形であると考えています。

先ほど――これも繰り返しになりますけれども、やはり市営住宅のほうが閉鎖して人が減っていっているという状況ですので、活動してくださる方がそもそもどうやったら見つかるかというところについては我々も区役所と一緒に考えていきたいと思います。

○**委員**（大かわら鈴子）　集会所で活動していく人が出てくるのが一番いいんだということで、それはそういうことになるのかもしれません。機能的な面で私ちょっとどうかなという疑問も持ってるんですけどもね。でもそれが今出てくる望みがないんでしょう、ない状況なんでしょう、その辺どうなんでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　こちらの山の街の市営住宅に限った話ではなくて、市内全体でいろんなやはり地域活動をしてくださる方というのが、これまで支えてきてくださった、これまでの活動という内容でいうと、かなりやっぱり減ってきている状況にあります。

片や新しい学生さんですとか、いろいろ若い方が自分たちの関心とかで世の中の役に立てないかといって活動してくださる方も新しく出てきていらっしゃるという状況ですので、そういった方を少しでも多く神戸市内で発掘して、いろんな場所で活躍していただけるように、そういった方が活動の場所がなくてできないというようなことがないようにサポートしていくのがまず大事ではないかと考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　私もそう思うんですよ。それ大事なことだと思うんです。だからこそ本館を残して、場所を残して、公的な施設としてあるわけですから、わざわざ潰すのでなくてそこを残して、そこで出てこられた方が活動できるようにという、そういう手助けをするということが行政として大事なんじゃないかなというふうに思うんですが。

○**保科地域協働局副局長**　場所を維持することがやはり最大の目的ではございませんので、まずはそういう活動をしてくださる方を発掘して育成していく、その方が活動できる場所、活動しやすい場所、できる場所、参加者のいらっしゃる場所というのを御紹介していく、マッチングしていくというのが市の使命ではないかと考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　私も場所を維持することが主目的というよりも、今まで来られてきた1,000人の方々がちゃんとサービスが受けられる、そういう居場所がつくられるということが大事だと思っているんです。この方々が場所もなくなり、支援してくれるそういう方もいなくなりで取り残されてしまうという、そういうことが絶対にあってはならないと思っているから、こうい

うことを言ってるんですね。だからこそきちんと話をすれば受けていただけるようなところでしたら、協力いただけるんじゃないかと、その努力をすることが必要じゃないかなと思うんです。

例えば兵庫区でいえば、熊野の交流センターがあるんですね。そこも最初はもう手が挙がらなくて、もう閉めなあかんかというようなお話もされていたんですが、結局うんと離れたところの児童館が手を挙げてくださって、一緒に見ましょうということで、実際にはその児童館から来られてるんではなくて、地域の方がそれだったら協力しますということで出ていって頑張っていただいてるんですけどもね。そういう形も生まれてきてるんですね。

だから、本当にそのあたりでは行政がちょっと主導をして工夫をするということは幾らでもできると思うんですけどいかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　昨年度、ふれまち協さんが指定管理をもうされないというセンターが９センターありまして、そちらの９センターにつきましては公募を行っております。

先ほどのつつじが丘と箕谷につきましては――その２センターにつきましては、まず公募をしたところ全く事業者さんの手が挙がらなかったので、２回公募をしております。関心のある事業者さんにつきましては現地を見ていただいたりとかいろいろ詳しい説明もさせていただいて、事業者さんがいないかというのは区と共にお声かけをしたりはしたんですけれども、やはりその２センターについては特に事業者さんが手が挙がらなかったということですので、我々としましては２回公募しておりますので、十分周知はできたと考えております。

○**委員**（大かわら鈴子）　やっぱりそれだけ２回公募するぐらい、ここは重要なところだという認識をされてるってことですよね、行政としても。それであれば簡単に潰すというのではなくて、何とか維持をする方向を見いだしていただきたいというふうに思います。じゃないとやっぱり公共施設がなくなるということは行政の手が入るということが――行政の関わりが薄れていくということになってはならないというふうに思うんです。

ここ――本会議でも団長からも言いましたけども、ずっといろんな公共施設がなくなり、商店街がなくなりいうことでされてきましたよね。今回のこの交流センターも、もともとは山の街の福祉センターというのが別にあって、それと地域福祉センターと２か所あったんだけども、それを行財政改革でもともとあったほうの福祉会館ですか、そちらを潰して、こちらの地域福祉センターで代替できるからそれで大丈夫やということで潰したというふうにお聞きをしています。

そういうふうに言って集約をしてきたのに、そこ自体もまたなくなってしまうということでは、本当に地域のそういう拠点が全くなくなってしまうと。集会室で本当に代替できるかといえば、私はそれはなかなか難しいのではないかなと思うんですね。だから場所さえ、それこそ場所さえあったらええという話ではないので、拠点はきちんと守っていくことが重要だというふうに思います。

いろいろとずっと公共施設だとかいろんな施設がなくなってきたという問題、これ2017年のときにも予特で北区の朝倉委員が取り上げてるんですね。ここで当時の長谷川住宅都市局長がこういうふうに言われてます。

平成24年度に山の街福祉センターが閉鎖されたり、同じく24年度には児童館が閉鎖されたり、地域の皆さんにとってはなかなか厳しい状況であるというふうなことは重々認識してございますと、これから地域の皆さんのいろいろな御意見を聞きながら、この地域どういった市営住宅団地にしていくのかというふうなこと、我々地域の皆さんと共に考えていくんだというふうに言われているんですね。

これ何でか言われたら、この前にたくさんの孤独死も生んでると、10数人の孤独死まで生んでるという状況があったからなんですよね。だからこそ皆さんの声聞いて一緒にやっていくんだと、まちづくりをしていくんだということを語られているんですが、やっぱりまち壊しをしてきたということは神戸市のやってきたことです。行政がやってきたこと。その責任をしっかりと考えて、やっぱり軽々になくすということは考え直すべきだというふうに思いますが、もう１度だけお願いします。

○**金井地域協働局長**　先ほどから繰り返しておりますけれども、これあくまでも我々のほうがやめてくださいと言ったわけではなくて、地域住民の方の意向を聞いた上で、どうされますかと聞いた上で、地域のほうからこういう形で今回センターのほうは使わないと意向があったので、それに基づいて、ではどうしましょうかという考えを持っているのであって、我々が別に押しつけたわけではないというのが第一の話なんですが、それと同時に、かつて昭和の時代につくったこのシステムをどうこの先、人口減少社会の中で維持していくのかということは重大な問題であって、その中で、例えば地域交流センターだけではなくて、近くの自治会館なり集会所なり使えるものがあるのであれば、二重三重のサービスになってる部分とか、もしくは重なって使えるものがあるのであれば、効率的にどこであれば使えるんだろうかと我々考えるべきであって、その中でやっぱり一番大事なのは、活動する方が交流センターのサイズがふさわしいのか、それよりももう少し小さなところがいいのか、地域交流センターを使うとなれば指定管理者という義務が生じてきますけれども、それを負担と考えてるのであれば、自分たちが自由に使える集会所を選択するというのも１つの今後の方策なのではないかなと考えております。

このあたりのところで、今後やった上で集会所ではいろいろと厳しいものがあるというのであれば、区役所と我々で相談に乗って、どういう形であればこの活動が維持できるのか、住民の方の意向に合ったサイズや活動方法というのはあるかと思いますので、今までの市役所が考えたサイズや活動方法ではなくて、それぞれの事情に合ったものを考えていくというのがこれからの時代ではないかと考えておりますので、何とぞ御理解いただければと思っております。

○**委員長**（黒田武志）　大かわら委員、質疑の内容も重複してますし平行線なので、そろそろおまとめください。

○**委員**（大かわら鈴子）　二重三重になってると言われてましたけれども、それを整理して今の状況になってるんですよね。ただ最後に残った１か所になってるんですよ。

地域交流センターと市営住宅の集会所というところでは、全くその意味合いが違うというふうに思います。それこそだから場所があったらええという話にはならないということなんです。

それで押しつけたのではなくて地域の意向だというふうに言われてるんですけども、丁寧にやっぱり聞いてほしいです、地域の声を。

今ね、地域の皆さん何て言われてらっしゃるかといったら、もう本当に人がどんどんいなくなってどうしたらいいのか、本当に途方に暮れていると、困っているんだと、だからほんまに神戸市に力貸してほしいと、何とかしてほしいというふうに悲鳴が上がっとるわけですよ。

そこからこういう拠点をなくして関与を薄めていくというのは絶対やるべきことではないというふうに思います。しっかりと役割を果たして、きちんと皆さんの声聞いて、それこそこれまで集まってこられてた方がちゃんとそういう同じように居場所が持てるようにというところで努力をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

○**委員**（伊藤めぐみ）　57号議案に対しまして、反対するものではないんですけれども、今の議論を聞いておりましたら、今残ってらっしゃる市営住宅の方々は本館がなくなるということで、分館のほうに行っていただくことになるのか、甲緑のほうに行くのか、また市営住宅の集会所でとどまられるのか、どういったことになっているのか、もう１度お聞きしたいと思います。

○**保科地域協働局副局長**　これまで利用されてきた方が、先ほども少し申し上げたんですが、かなり減っているというお話は伺っています。そもそも市営住宅が閉鎖していってますので、減っていっている。まだ引っ越さずに残っていらっしゃって、この先もそちらのほうで住み替えされる方というのがいらっしゃるかというのは、ちょっと建築住宅局のほうから詳しく聞いておりませんので、そういった状況も踏まえながら、できるだけ近くで、活動はそもそもあるところを御紹介していくようにしたいと思っております。

○**委員**（伊藤めぐみ）　すごくよく知ってる地域ですけれども、いっときの、本当に人がいっぱいいた時代を考えましたら、今は本当に人が減っていること、そして担い手がいらっしゃらないということで、お役に立てるものならと、私も考えるんですけれども、やはり地域の担い手不足が深刻化してるんだなというのが、市内でもこの２か所が廃止していくという、また後の報告でもありますけれども、指定管理の取消しなども増えていくのかなということを懸念しております。

　そして、ここの地域交流センターが一旦なくなる、老朽化もしておりますので、なくなるときには市営住宅が解体されるときに合わせて一緒に解体されるのかなと思うんですけれども、その後、このエリアを市営住宅が集約化されましたら、一定、土地が残りますので、幼稚園の跡地などもありますのでたくさん広いエリアが残りますので、この後の土地の活用、地域がもしかしたらまた宅地造成が始まるかもしれないとか、そういったことをやはり建築住宅の皆さんとちゃんと考えながら、もしここで新たな人たちが移り住んでこられるのであれば、またそういった地域でのよりどころとなる集会所とか、何かそういうところの再編統合を視野に入れながら、今回のやむなく廃止ということをしていきたいなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○**保科地域協働局副局長**　ちょっと、この先どういった状況で跡地が活用されるかというのはまだ全く決まっておりませんけれども、そこにまた住宅ができて多くの方が来られるという状況になった場合に、近隣の地域交流センターも先ほど申し上げているように、さることながら、また新しい集会所というのは民間のディベロッパーが造るケースもありますし、先ほど局長からも申し上げましたように、いろんな民間の施設とか、維持に困ってらっしゃるようなところもありますので、そういったところを例えば借り上げて――市がまとめて借り上げて、皆さんに御提供するという方策も考えられないことはございませんし、今現在、既に民間の地域交流センター――交流センターという名前ではないんですけれども、ふれまち協さんの活動場所として、民間の施設をもう既に使っていただいているようなところもございますので、そういったところには活動助成という形で、ふれまちの形をちょっと変えた助成も用意しておりますので、そういった活動の助成のところを強化することで、あと活動場所がなくて困ると――困っているという方に対しては、何らかの場所を御紹介できるようにしていきたいと考えております。

○**委員**（伊藤めぐみ）　必要なところに、いろんな建物も借りながら、活動助成をされるということで、それで近い将来、そこにまた新たな町ができたときに、集会所もないような、集う、憩いの場がないということのないようにしていただきたいと思います。

　そして、北区は本当に坂が多いですし、私の住んでるエリアも歩いて、そうですね、交流センターまで20～30分かかるっていうのは本当にたくさんありまして、距離の問題ではないですけれ

ども、今ここの箕谷の地域交流センターを使ってらっしゃった方々が、どこかその近くの活動されてるところで、また給食や、ふれあい喫茶がまた楽しめるような、そんな地域づくりをぜひ区役所と共同でつくっていただきたいと思います。

そして、局長がおっしゃられました、この地域交流センターを維持するのかどうか、やめるっていう選択肢も地域にはあるのだなということで、もう本当、やめざるを得ない。でも、また次の誰かにバトンタッチができるのなら引き継いでほしいという思いをお持ちの方もいらっしゃると思いますし、これまでのあの緑町４丁目のエリアでたくさん活動された方々の思いがゼロになってしまわないような、これからもあのエリアの地域の地域づくりを進めていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

以上です。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

○**委員**（大かわら鈴子）　すみません、ちょっと今のやり取り聞いてて思ったんですけども、例えば、新しい人が移ってきて、また集会所が要るようになるのかもしれない、そういう状況が生まれる可能性もあるわけですから、それやったら別に潰さんと置いとったらいいと思います。

以上です。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　なければ、次に報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、地域協働局関係の分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　次に報告事項、地域交流センター指定管理者の取消の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　次に、報告事項、外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について、御質疑はございませんか。

○**委員**（伊藤めぐみ）　条例に対しての報告をありがとうございます。その中で、７ページにございます外国人の人権に関する相談が４件とありますが、どういった内容で相談を受けられて、どう対応されたのかをお聞かせください。

○**今井福祉局部長**　福祉局のほうで人権相談窓口というのを設けてございます。外国人だけに限らず、広く人権全般についての相談を受け付けているということで、７年度につきましては102件の相談を受け付けております。その中で４件外国人に関するものがあったということでございます。

概略となりますけれども、具体的な内容としては、近隣住民とのトラブルの中で、少しそういった御発言があったというようなものであったり、あるいは市の外国人施策についての御意見等をいただいたというようなことで、所管窓口につないだり、あるいは専門の相談機関につなぐということで、対応したというところでございます。

○**委員**（伊藤めぐみ）　ありがとうございます。神戸市も多文化共生社会、まだまだこれからも本当に様々な国の方々が来られますので、こういった人権の相談窓口に寄せられるような外国人の方の人権が脅かされるようなことが起こらないように、起こった際もぜひ親身な相談ができますようにと願っております。

そして今後、この外国人の方だけでなく、不当な差別の解消ということで、多文化共生の教育推進校連絡会というのがありまして、長田を中心に指定校が小学校７校、中学校５校ということですが、これはもう少し視点や視野を広げて、神戸市内の学校の児童・生徒へのこういった多文化共生教育をもっとさらに充実させてはどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**金井地域協働局長**　学校でのその多文化共生については、これ重要な部分だと思いますけれども、この点については教育委員会と協議しながら、我々サポートできる部分を進めていきたいと思っております。

ただし、その際にやっぱり大事なのは、学校に通ってる子が今後どういうふうに日本の中で生活していくかっていうのは課題だと思いますので、やはり重要である日本語教育というところをしっかり力を入れていけるように、我々のほうはその辺のノウハウを持っておりますので、そこはサポートをしていきたいと思っております。

○**委員**（伊藤めぐみ）　ぜひ教育委員会の皆様にも、市内挙げての多文化共生理解をしていただきたいと思います。

そして、10ページにございましたやさしい日本語の活用推進というのも取り組んでいただいておりまして、すごく大事だなと思います。言葉が通じなくても、やはり笑顔とやさしい日本語があればコミュニケーションは可能だと思いますし、よからぬトラブルとか、近隣の方のトラブルが起こらないように、また本当に心の通い合った交流がこれからも地域でできるようにと思っております。

この職員の、区役所職員の方々の研修ですけれども、受講の方もいらっしゃいますが、ぜひこれを市民の方にも普及啓発の１つとして、していただきたいなと思います。私もやさしい日本語がもっともっと理解できれば、本当困っていらっしゃる、言葉が通じにくい外国の方ともコミュニケーションできると思いますし、幾らでもアプリやソフトもございますが、やはり言葉を通じて、親身になって大丈夫ですかというような、救いを求めている人に手を差し伸べるっていうことを、市民挙げて神戸市全体で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**金井地域協働局長**　やさしい日本語につきましては、私も記者時代からずっと取り組んでいた問題であって、このまま進めていかなきゃいけないなと思ってるんですが、これ実は外国人だけではなくて、やさしい日本語って、高齢者に対する発言とか、今までお役所言葉って難し過ぎて、窓口に来たんだけど通じなかったみたいなのがいっぱいあるんですから、そういうところにも通じると思いますので、ぜひ広げていきたいなと思っております。

この間、警報が出てしまって中止になってしまったんですが、婦人会の勉強会の中でも、このやさしい日本語を取り上げようとしておりまして、市民のほうにも、できる限り広げていこうかなと我々は思っていて、やっぱり全ての方に対して、やさしい日本語を中心に、どういう社会をつくっていくのかというのが、やっぱり地域協働局の課題だと思っていますので、この辺は真摯に取り組んでいきたいと思っております。

○**委員**（香川真二）　報告ありがとうございました。外国人の方からの差別を受けたっていうような相談が、先ほど１件、近隣の人とのトラブルであったっていうんですけど、それ以外に、例えばなかったのかなという――件数を教えていただけますか。

○**今井福祉局部長**　先ほど外国人に関する相談が相談窓口のほうで４件あったということで申し上げました。１件、その近隣住民とのトラブルということで申し上げました。あと７年度については３件あったわけですけれども、先ほど申し上げました市の施策に関するものであるとか、あと

特定の団体の行動についての御意見があったりというところで、トータル含めたら４件あったというところでございます。

○**委員**（香川真二）　ごめんなさい。４件というのが差別を受けたっていうような相談が４件じゃなくて、そのうちの１件が差別を受けたっていうような相談でいいんですかね。

○**今井福祉局部長**　人権相談窓口に外国人に関係する外国人の方、あるいは外国人に関係するような相談があった、そのトータルの件数でございますので、内容というよりは、そういった相談を受けた件数ということで御理解をいただけたらと思います。

○**委員**（香川真二）　数が少ないのが少し気になるんですね。これは差別が世の中になくなって、数が少なくなれば、もちろんそれはいいことなんですけど、ただ、相談する場所が分からなかったとか、相談をする行動にならなかったとか、そういうのであれば、ちょっとここはしっかり数の少なさを分析していただいて、できるだけ情報を集めるようにされたほうがいいのかなと思うんですね。

これ、市役所の１号館に外国人の方にわざわざ相談に来てもらうというような方法を取っているのか。あと電話とか、メールで受けれるのかとか、あとＫＩＣＣなんかには生活相談かなりされてると思うんで、逆にそっちに窓口設けたほうがいいのかなとか、いろんなやっぱりやり方の工夫があるんじゃないかなと思うんですが、この数の少ない理由と今後のちょっと対応についてどのようなお考えか教えてください。

○**今井福祉局部長**　御指摘のとおり、件数は４件ということで、これ例年御指摘をいただくところもございまして、我々のほうも非常に気にはしているところで、問題意識としては持ってます。多分、この評価というのが少ないのが、委員おっしゃられたように現状がそういうものなのか、あるいは情報が伝わってないことによるのかというところの分析が、なかなか我々のほうも難しくてできていないというところ、ただ問題意識としては持っておりますので、引き続きホームページ等でもやっておりますけれども、ＫＩＣＣとか、それからふたばの国際プラザ等にもチラシのほうを多言語化して置いておりますので、そういったところで周知を図っていきたいと思ってますし、何よりも、もしものときに相談ができる窓口があるっていうことの重要性というものがあると思いますので、ぜひ御利用いただけるようにということで考えております。

また、相談の窓口ですけれども、我々の市役所にあるということもありますけれども、電話であるとか、メールであるとか、そういったことも含めて総合的に受け付けておりますけれども、そういったところで102件ほど、昨年度についてはあったというところでございます。

いろんな物理的なこと等もございますので、実施場所等については、また今後の研究課題ということで捉えたいというふうに思っております。

○**委員**（香川真二）　あと、個人からの訴えではなくて、例えば、国籍などの属性による差別っていうのもあると思うんですね。特に個人が受けるだけじゃなく――個人に対してじゃなくて、広く一般にそういうふうな差別の発言をするような方もおられると思うんです。特に今、ＳＮＳ時代ですから、そういうのを利用して、どこどこの国の出身者の人はこういうふうな特性を持ってるとかいうような、ちょっと差別的な発言をされる方がおられると思うんですけど、こういう個人じゃなくて、そういう広く属性を指して差別するような方に対して――受けたと、自分がね、そういう相談も今対象になるのか教えていただけますか。

○**今井福祉局部長**　もちろん、そういったことも含めて総合相談窓口の対象となります。

○**委員**（香川真二）　分かりました。あと最後、もう１点なんですけど、これ外国人の方から差別

を受けたという訴えだけじゃなくて、我々がそれを見聞きしたっていうもの、例えば我々が誰々さんに対して、その差別発言をされてる、そういう風景――風景というか、そういう状況を見たとか、あとはＳＮＳ等でそういう差別発言をしている人がいたっていうことも、こういう人権相談のほうの対象になるか。これを教えてください。

○**今井福祉局部長**　もちろん、直接的にそういう差別で発言を受けて被害を被ったというような趣旨の、御本人からというのはもちろんですけれども、周りでそういった発言があったとか、ＳＮＳ上でそういう投稿がありますよとかいうことも含めて相談の対象にはなってございます。

○**委員**（香川真二）　分かりました。そういったことも、恐らく外国の人だけに対して周知するだけじゃなくて、やっぱり広く市民の人に、そういう光景見たら連絡くださいとか、ＳＮＳのほうも対象になりますとかいうのもちょっと周知していただければなと思うんですね。特に僕なんか、割と児童虐待なんかの見聞きしたら、市民の人、通報してくださいねっていうのをやってる――そういうのを福祉局とかがやってると思うんですけど、こども家庭局かな、あれは。結構そういうのでね、情報増えてきてるっていうのも聞いてますんで、こういう差別をなくしていくっていうのが最終目的であるんであれば、そういう市民の人の目も有効に使っていただければなと思いますんで、そちらも今後周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○**委員**（大かわら鈴子）　ちょっと今のことにも関わるんですが、ＳＮＳ上でね、先ほど言われていた属性に関わって、外国人に対して差別を取るような発信がされているということで、神戸市に対して苦情が市民から寄せられているというようなことを聞いたんですが、その情報つかまれてますか。

○**今井福祉局部長**　先ほど御報告を申し上げました令和７年度、昨年度については外国人に関するのが４件ということで、そういった特にＳＮＳ上の案件ということについては、なかったというところでございます。

ただ、直近の令和８年についてはですね、幾つかそういった案件が届いておるというところです。

以上です。

○**委員**（大かわら鈴子）　何件ぐらいあるんですか。

○**今井福祉局部長**　福祉局の人権相談窓口というところで、今年度に入っての集計というのは、まだきちっとはできておりませんけれども、先週あたりまでの数字で、これちょっと細かいところまでは把握できてませんけれども、10件前後ぐらいの件数で御相談を受けているというところでございます。

○**委員**（大かわら鈴子）　私それとは別なのかもしれませんけども、市民の方から属性に関するこれは差別ではないかということも含めて、苦情も含めてということで80件を超える、そういうお声が寄せられていると。これ、メールとファクスでということで、これは御存じないんですね。

○**今井福祉局部長**　先ほど申し上げました我々の福祉局が行ってます人権相談窓口については、そういったたくさんの事案の相談があったということではございません。

○**委員**（大かわら鈴子）　私これはきちんとね、やっぱりつかむべきだと思うんですね。あちこちアンテナを広げてつかまないと、今市民の間でこれだけの反応が出ていること、それも差別じゃないかということを言っていることがあるのに、これ私がお聞きしたところではメールとファクスだけで80件で、それ以外に電話もたくさんあったそうです。そういう状況があるにもかかわら

ず、この差別解消の、この所管局である当局が御存じないというところで、私これはかなり問題ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○**今井福祉局部長**　我々のほうでは、先ほど申し上げた今年度に入って10件ほどのそういった相談を受け付けているというところでございます。

　ただ、先ほど香川委員のほうからもありましたけれども、そういった窓口の存在が知られていないというところもあるのかもしれません。そういったことも含めて、この相談窓口の存在といいますか、その周知については意識を持って取り組みたいというふうに思います。

○**委員**（大かわら鈴子）　市民に対して相談窓口を周知するというだけではなくて、当局としてつかむ努力が要るんじゃないですかということをちょっと私申し上げたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○**今井福祉局部長**　我々としても、人権に関する取組をしておりますので、御指摘のように意識といいますか、そういったものはしながらですね、対応していきたいというふうに考えます。

○**委員**（大かわら鈴子）　私ちょっと本当に問題だなと思ったのがね、この80件とプラスの電話、電話の件数はカウントしてないらしいんです。だから、もうこれもかなり来てるということではあったんですけども、その内容について、差別じゃないかということばかりではなくて、賛同するような内容も一部――一部かどうか知りませんよ、具体的には聞いてないので。あったということもお聞きをしているんですね。だから、ここは本当に大変な問題であるというふうに思うんです。だからこそ、市民に対しても、今行われていることにとどまらずに、さらに啓発も――差別解消に向けての啓発を強化することが要ると思うんですけど、いかがでしょうか。

○**今井福祉局部長**　御指摘のとおり、条例も作っておりますし、ヘイトスピーチの解消法等もございます。その中で啓発、相談あるいは教育ということに取り組むということになってございますので、引き続き啓発については意識的に努めていきたいというふうに考えます。

○**委員**（大かわら鈴子）　今までの流れだけではなくって、今までの流れで、今までもやられてきたわけでしょう。その中でこういう状況が起こっているわけですから、さらに強化をするということが要ると思いますので、よろしくお願いします。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

○**委員**（吉田謙治）　地域協働局なので、当初はこの問題出てこないのかなと思ってたんですけれども、地域協働局というよりは、今日福祉局のほうがお見えなので、ちょっと根本的なことをお尋ねをしたいんですが、ちょっと具体例まず申し上げますとね、私どものある議員がですね、ちょっと御父兄から苦情があってというか、お子さんたちの通学路でヘイトスピーチをやってると。こんなことを子供たちに聞かせたくないから、是正せよということで相談があって、教育委員会はそのことを受けて、法務局と御相談されたようなんですね。あるいは、この市内で言えば福祉局の人権推進課と御相談をされたんだけれど、ヘイトスピーチやってる人にも当たられたのかどうか、よく分かりませんが、結局のところ、どうなったかというと、法務局行ったけど、具体にどうするかっていうことの結論も出なかった。いかに対処すればいいかっていうことについても、実はなかなか結論が出なかった。恐らくなんですけど、私その話聞いたときに、それがヘイトであるかどうかということを確認しなきゃいけないっていうことが出てくるんだろうと思うんですね。やってる人は言論の自由だとか、表現の自由だと絶対言いますよね。そのときに、それがヘイトであるかどうかということを判断する権限は皆さんにあるんではないかと私は思ってるんですけれども、先ほど来出ている、両方とも議員提案ですけれども、国における差別解消法もです

ね、あるいは私たちがほぼ内容同じでつくった条例も、今御答弁があったように、何が書いてあるかって言ったら、啓蒙・啓発、相談窓口、教育のこの３つだけなんですね。

国の法律は全部地方にやれとか書いてあるので、我々がやんなきゃねということで条例を作ったわけでありますけれども、これを執行するときの判断権限はあるのかないのか。恐らく、行政ですから判断権限、私あるんだろうと思うんですよ。いろいろ議論はあるかもしれないけれども、いや、それヘイトだぞというふうに言えば、第一義的には、まさに行政の公定力でもって、これはヘイトだと言えるはずなんですね。ただし、相手方が、いや、そうじゃないと言ったら、その最終的な御判断は司法に委ねられるという仕組みなんだろうと思うんですが、ここでヘイトだという判断をされるときに、皆さん多分お困りになってるんじゃないかと。つまり、何がヘイトであるのか、何が差別発言であるのかということについて、なかなかそれが判じ難い。

その時に、ちょっと長くなりますけど、私たち神戸市会でこの条例を作った後に、川崎市さんが、こういうヘイトを許さないということで条例をお作りになった。議論が始まったのは、川崎市さんが先で、出来上がったのは私たちよりも後だったんですが、それを実は、何がヘイトに当たるかとか、あるいは特に公の施設を使ってもらっちゃ困るということがあったので、その判断基準をお考えになるときに、学系の先生方に、何と言いましたかね、ガイドラインみたいなものを――みたいじゃない、ガイドラインを作っていただいて、それがあるから、ある程度実効性が図られたということがあったように思うんです。つまり、我々も反省しなきゃいけないのは、まあいろいろと３年もかかって、議論がいっぱいあって、私も大変苦労したんですけども、とにもかくにも作ろうやないかということで、作った条例なんだけど、やっぱり不十分ではないかなと今感じるんですけど、ちょっと長々となりましたけど、つかむ努力も必要だし、相談窓口を知らせることも必要なんだけど、相談に行っても御判断いただけないでは、実効性がないわけなんで、皆さんを責めてるわけじゃなくって、これをクリアするにはどうしたらいいのか、あるいはそれがなくても、いやいや、これは勇気を持って判断するんだぞということであれば、それはそれでいいと思うんですけど、このあたりのお考えをちょっとお伺いできればと思うんですが。

○**今井福祉局部長**　今御指摘いただいた内容というのは、非常に悩ましいところが正直ございます。先ほど申し上げた国のほうのヘイトスピーチの解消法、あるいは本市の条例ともに、いわゆる理念条例といいますか――を定めたものでありまして、個々、個別の発言等について、それの差別性とか違法性等々については、なかなか個別に判断をする、表現の自由との関係も含めてですね――するというのはなかなか慎重であるべきというのが基本的な考え方になります。そういったことを含めて、国のほうの人権擁護機関であります法務局でありますとか、あるいは兵庫県のほうがインターネットに関して言えば、条例を定めてございます。そういったところで、具体的に判断を委ねるというようなところもございますので、そういった窓口に御相談等をいただいたときには御案内をするというような対応をしておりますので、今非常に悩ましいところですけれども、条例や法令の中では表現の自由との兼ね合いも含めて、個別に判断――行政の立場で個別に判断するということについては、慎重であるべきというふうな考えを持っているというところでございます。

○**委員**（吉田謙治）　これ、国会議員の皆さんであったり、制約はありますけども、私ども地方議会も一応立法府なので、私たちの責任だろうと思うんですね、これはね。ただ、私たちの責任ではあるんだけれども、今ちょっとおっしゃったように、インターネットをチェックしてて、県が大分以前からやっておられて、尼崎が一番出発したところだったと思うんですけど、これチェッ

クするって言ったときに、最低限度、これはアウトだぞっていうのはあったんだと思うんですよ。だから、それを積み重ねていく努力を私たちもしなきゃいけないなっていうふうに思うので、それをやらないとやっぱり実効性がないなと。これは、実は外国人だけじゃなくって、障害者の皆さんに障害者差別解消法があるわけですから、部落差別であったり障害者差別であったりということにも通じるのかなと。残念ながら、やっぱり障害者の皆さんに対するその差別っていうのは、依然として根深いものがあるんだなということを、実はあることがあって、改めて思ったんですけれども――そういう意味では、そのことが明らかに差別だぞというふうになったら分かりやすいんですけどね、それはどうもやっぱり曖昧な表現になってて、それが、ちょっと語弊があるかもしれないけど、野放しになってるっていう状態が最近増えているように思うんです。

恐らくネット上で言われてることまで含めると、何倍も実は増えてるんじゃないか。街頭でヘイトやってるときはね、まあ言うて、そんなに何百件も何千件もなんてのはあり得ないんだけど、これネット上になると、拡散もされてしまうので、それどころの話じゃない。桁が違うということになってくるので、そういう意味でも、やっぱりそういうことに熱心な方からは、罰則を設けるべきだと。したがって、大阪市さんとか川崎市さんのように、もうちょっと厳密なものを作れっていうお声もあって、なかなか我々もそこまで踏み込んでやれるかっていうことはこれから議論しなきゃいけないと思うんですけれども。

当局の皆さんにおかれても、なかなか難しい課題であることはそうなんだけれども、ちょっとやっぱり一緒になって、その辺のところをもう少しやっぱり掘り下げてやっていかないとですね、何かやってますっていう報告義務を条例化してるから、今日お話があるんだけど、むしろその辺の大変さも、逆に言うと、おっしゃっていただいたほうがいいのではないかと思いますので、意見を申し上げて、これで終わります。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　なければ、ではこの際、地域協働局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　他に御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、企画調整局が入室するまで暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしたいと存じますので御了承願います。

（午前11時６分休憩）

（午前11時８分再開）

（企画調整局）

○**委員長**（黒田武志）　これより、企画調整局関係の審査を行います。

それでは、議案１件、報告事項１件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**西尾企画調整局長**　企画調整局です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説

明させていただきます。

それでは議案１件、報告１件につきまして御説明申し上げます。

総務財政委員会資料の１ページを御覧ください。

予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、企画調整局関係分につきまして御説明申し上げます。以下、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

１債務負担行為補正では、事務処理用ＰＣ調達につきまして、限度額を11億3,900万円に増額しようとするものであります。また、広報紙制作につきまして、令和８年度中に契約手続が行えるよう、債務負担行為として、期間を令和８年度から令和９年度までとし、限度額8,600万円を追加しようとするものであります。

続きまして、２ページを御覧ください。

令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、企画調整局関係分につきまして御説明申し上げます。

令和７年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第２款総務費、第２項企画費では、学生による高齢者等へのスマホ相談窓口拡充などの８事業を、第13款教育費、第８項高等専門学校費では、神戸市立工業高等専門学校施設整備等などの２事業をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計33億700万円でございます。

以上、議案１件、報告１件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（黒田武志）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

最初に、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、企画調整局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員**（香川真二）　広報紙の制作についてちょっとお伺いしたいんですけど、今回8,600万円ですかね――ということで、私もこれがどれぐらい金額かかってたかっていうのを知らなかったんですけど、結構な額がかかるんだなと思います。これ何万部とか、年何回発行してるとか、そういうちょっと詳細な情報を教えていただけますでしょうか。

○**長尾企画調整局広報戦略部長兼広報官**　広報紙についてでございます。広報紙につきましては、全体で16ページの紙面構成のタブロイド版として作成してございまして、毎月発行してございます。発行部数につきましては84万部となってございます。

○**委員**（香川真二）　ありがとうございます。私の家にも届いてるんで、目を通したりとかすることはあるんですけど、この広報紙がどれぐらいの効果を出してるかっていうのは、やっぱりこれ重要なとこかなと思うんですけど、市民の皆さん、まあそんなにたくさん取れてはないと思うんですけど、これがあったらすごく情報取りやすいよとかいう、どういった反応がね、日々あるのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

○**長尾企画調整局広報戦略部長兼広報官**　広報紙でございますが、防災ですとか、福祉、子育てですとか、各種手続、市民生活に関わる市政情報を幅広く市民のお手元に直接お届けする形で作成してございます。基本的な広報媒体となってございまして、お声もそうですが、ネットモニターアンケートなどを実施しましたところ、市政情報を得る手段として広報媒体として広報紙を挙げた場合が――事例が78.6％と最も高くなってございまして、また定期的に読まれているという結果をいただいております。

○**委員**（香川真二）　ありがとうございます。今後の方向性として今、やはり紙の時代からデジタルの時代に変わってきてるっていうのもあるし、これ今回広報紙の制作ということで8,600万円出てますけど、これ配布の手間っていうか、配布が大変でもありますよね。今後、印刷業者なんかもこういう大口を刷れるところがなかなか少なくなってきてるとか、いろんな課題があると思うんですけど、いろんな状況を勘案して、今後の方向性として、まだやっぱり紙っていうのは、続けていく必要性があると思っているのか、今後、時代の流れを見て徐々にデジタルにシフトを、ウエートを大きくしていくっていうふうに考えているのか、そのあたりの今後の方向性を教えてください。

○**長尾企画調整局広報戦略部長兼広報官**　広報紙ですが、先ほども申し上げましたが、市民の手元まで直接お届けするということで、自ら情報を積極的に検索していない市民の方にも、全般の情報をお届けする機会となっていることですとか、様々な市政情報を一覧性ある形でお伝えできるという、インターネット広報とは違う特徴を持ってございます。

片や、今お話のあったデジタル版――デジタル媒体につきましても、そちらはそちらでスマートフォンを持つ方が増えている中で、情報を迅速かつ詳細にお届けできるというメリットもございますが、利用者の方が自ら検索とかですね、選択して閲覧される場合が多く、関心を持っていない市政情報に接する機会が生じにくいという側面もございます。

広報紙のデジタル化、実は一度取り組んでございまして、2022年の８月号から広報紙の記事をスマートフォンでも読みやすいレイアウトに再編した形で専用ウェブサイトを運営しまして、効果検証を重ねてまいりました。

結果、いろいろ取組をしまして閲覧数も増えていき、５万から８万ぐらいまで伸びてはいったんですけども、閲覧状況分析していきますと、検索サイトですとか、ＳＮＳからの個別の記事への流入が主流でして、定期購読的な読まれ方にはつながらなく、記事を読んだ後に同じサイト内の記事にまた読んでいくような、新聞のような見方ですね、ウェブ版の新聞のような見方ということにもつながらなかったということで、既存のホームページとの差別化が図れなかったという結果がございました。

このため、このような広報紙の専用ウェブサイトは2024年度末に終了いたしまして、個々の事業を記事に合わせて、ｎｏｔｅですとかホームページ、例えば、おでかけＫＯＢＥといったデジタル媒体の活用を充実させる形で見直していったという経緯がございます。

紙と同じデザインで閲覧するデジタルブック形式というものはまだ継続してございますが、そのような形でデジタルの試行錯誤という取組をした結果、今の状態になっております。

市民に情報を提供する手段が多様化していく中で、情報の届け方ですとか、利用される方が異なることがございますから、効果的な、効率的な発信に向けて、それぞれの媒体の特性を生かして、情報の内容や目的に応じて使い分けていくことが重要かと思いますが、デジタル上で多くの情報があふれている中で本人の興味・関心に応じた内容が表示されやすくなるような仕組みが一定ある中で、潜在的に必要な情報も含めて市政情報をまとめて全戸に直接お届けするという広報紙は、市民が市政情報に接する機会を広く確保する上で大事な役割を果たしているのではないかと認識してございます。

引き続き、タブロイド版というのは、冊子版で作成している自治体もございますが、安価に大量に印刷できるというコスト的にもメリットがございますし、また収入面ですね、広告収入を稼ぐなどの取組も進めながら、紙・デジタルそれぞれの利用状況を見極めながら、そもそもの広報

紙の在り方というのも検討していきたいと思っております。

○**委員**（香川真二）　そうですね、費用のこともね、考えないといけないとは思うんですけど、一番の目的っていうのは情報をちゃんと市民に伝えるっていうことだと思います。私個人の感想としては、私もまだ紙で情報取るのが多いので、新聞読んだりとか、本を読んだりとか、こういう広報紙なんかも、どちらかというと、紙のほうが情報を得やすいんですけど、やっぱり若い世代の人たちっていうのは、時代が変わってきてそうじゃないのかなと思うので、どこかで切り替えていくっていうのが今後必要なんじゃないかなと思いますんで、ぜひいろいろ検討して、また考えてください。

以上です。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　なければ、次に、報告事項令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、企画調整局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　よろしいですか。

ではこの際、企画調整局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　よろしいですか。他に御質疑がなければ、企画調整局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので御了承願います。

（午前11時18分休憩）

（午前11時19分再開）

（行財政局）

○**委員長**（黒田武志）　これより、行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案２件及び報告事項２件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**正木行財政局長**　行財政局長の正木でございます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により議案２件、報告２件につきまして御説明申し上げます。

１ページを御覧ください。

予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては100万円未満を省略して申し上げますので御了承願います。

１歳入歳出予算補正でございますが、歳出で２億9,500万円を減額しようとするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げますので、２歳出予算の説明を御覧ください。

第15款諸支出金、第１項繰出金におきまして、介護保険事業費への繰出金として4,200万円を

増額、第16款予備費、第１項予備費におきまして財政需要への対応として３億3,700万円を減額しようとするものでございます。

次に、２ページを御覧ください。

第58号議案神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、職員の人事・給与等に関する制度の見直しを実施するに当たり、規定を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては11ページを御覧ください。

まず、１．通勤手当の見直しでございますが、国における通勤手当の改正状況を踏まえ、交通用具使用者に対する通勤手当の規定について改正するものでございます。

具体的には、(１)につきましては、交通用具使用者に対する支給上限額を引き上げるとともに、距離区分別支給額を人事委員会規則で定めるよう規定するものでございます。

(２)につきましては、駐車場利用料を負担している職員の負担軽減を目的として、一月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

次に、２．特殊勤務手当の見直しでございますが、国における特殊勤務手当の改正状況を踏まえ、特殊勤務手当の規定について改正を行うものでございます。

具体的には、(１)災害応急対応等派遣手当につきましては、国と同水準となるよう支給額を引き上げようとするものでございます。

(２)緊急消防援助隊等派遣に係る消防職員手当につきましては、国と同水準となるよう支給額を引き上げようとするものでございます。

(３)海外派遣手当につきましては、国の在勤手当の改正状況を踏まえ、加算の新設及び見直しを実施しようとするものでございます。

最後に３．実施時期でございますが、(１)通勤手当の見直しにつきましては、令和８年10月１日から、(２)特殊勤務手当の見直しにつきましては、令和８年４月１日からそれぞれ実施しようとするものでございます。

続きまして12ページを御覧ください。

令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、行財政局関係分につきまして御報告申し上げます。

令和７年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第１款議会費、第１項議会費では市会議事堂整備を、第２款総務費、第１項総務費では本庁舎２号館再整備など２事業を、第３項徴税費では課税システム改修等を、第４項財産管理費では宅地供給をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計11億2,700万円でございます。

次に、13ページを御覧ください。

居住と税制のあり方に関する検討会からの答申につきまして御説明を申し上げます。

１．経緯でございますが、令和６年度に設置されましたタワーマンションと地域社会との関わりのあり方に関する有識者会議の報告書におきまして、タワーマンションの空き部屋の所有者に対する法定外税の提案を受けました。これを踏まえ、学識経験者等により専門的見地から法定外税創設の可能性を検討するため、居住と税制のあり方に関する検討会を設置いたしました。

本検討会における検討の経過でございますが、昨年５月から計６回の検討を経て、令和８年７月24日に検討会より答申の提出を受けてございます。

続いて、２．答申の概要について御説明申し上げます。

本答申では、神戸市が今後政策税制として制度設計に進む場合、以下のような方向性が適当とまとめられております。

（1）税制の種別は法定外普通税。（2）主たる目的は都心における住宅ストックの利活用促進等。（3）対象物件は区分所有家屋とし、戸建ては対象としない。（4）対象地域は、都心機能誘導地区を念頭に置いた都心限定とし、具体的な範囲の確定は条例化する場合には神戸市が整理。（5）納税義務者は対象物件の所有者。（6）課税客体は非居住住宅とし、非居住の判断は生活の本拠の有無を基本に、住民票をはじめとする文書調査、現地調査等により把握。（7）課税すべきでないケースは、京都市等の事例を参考に神戸市の実情を反映して整理。（8）課税標準及び税率は、既存の制度ならば京都市の方式が参考となるが、神戸市の特徴を反映できる方式を含めて、過重な負担とならず政策効果を発揮できる水準で検討。（9）税収の使途は、法定外普通税であれば、使途は限定されない。(10)制度の見直しは、条例施行後５年程度を目途に、施行状況及び社会経済情勢の変化を踏まえて実施でございます。

３．答申の全文につきましては14ページから63ページにおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

本市といたしましては、本答申を踏まえ、具体的な制度設計に向けた検討を進めてまいります。

以上、議案２件、報告２件につきまして御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（黒田武志）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　よろしいですか。

次に、第58号議案神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

○**委員**（大かわら鈴子）　通勤手当の見直しですとか、特殊勤務手当の見直しということで国基準を引き上げると、新設も含めて行われるということなんですけども、これ予算としてはどの程度増えることになるんでしょうか。

○**坂井行財政局副局長**　通勤手当の見直しに関しましては、今回距離区分の新設であるとか、駐車場の手当等の新設がございますので、トータルで約1.5億円の増加を見込んでございます。

○**委員**（大かわら鈴子）　職員の手当として、だから1.5億円増えるということになるんですね。これはいいことだと思うんですけども、この手当が当たらずに、逆に減額になる方もいらっしゃるということもお聞きをしています。これどれぐらいの方が減額になるんでしょうか。

○**坂井行財政局副局長**　今回の通勤手当の見直しについて、もう少し詳しく御説明申し上げますと、交通用具、いわゆる自動車等を利用して通勤をする職員の手当がございまして、そちらが通勤の距離に応じて決定をしておるということなんですけれども、それの長距離分について引き上げることになってございますのと、今までなかった長距離分を新設をします。それと別に、駐車場の利用に係る手当が新設をされるというような、こういった大きなものでございます。

それから引下げがございますということで、議員から御指摘ございましたけれども、今まで、

従来10キロ未満の設定の中で、神戸市の給料が設定――通勤手当の額が国を上回っておりましたので、この区分につきましては国と同額に見直しをすると、そういったものでございまして、長距離区分の設定をしたこと、あと駐車場の設定をしたということで、財政負担が増えますので、従来国を上回っていたものについて国にそろえるということで、そこの10キロ未満の部分が引下げの対象になる職員が議員のお尋ねの件かと思いますけれども、そちらについては4,280人を見込んでございます。

○**委員**（大かわら鈴子）　事前にお聞きしたその4,280人のうちに、今回引上げなんかがされる、それが当たる方もいらっしゃって、純粋に減額だけになるという方が920人だということもお聞きをしました。

これについては、上がる部分があるからこれはいいんですけども、やっぱり下がるということになれば、モチベーションの点からも、やっぱり関わってくる問題になると思いますし、それから今、人員確保ということでも、処遇改善ですとか、給料の引上げとか、そういうことが課題となっているところですからね。やはり、ちょっとこの辺でも下がる方々についても何らかの工夫ができないのかなというふうに思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○**坂井行財政局副局長**　先ほど申し上げましたように、長距離通勤の方についての手当が引き上がること、あるいは議員お尋ねの件の中でもございましたけれども、今まで交通用具出てた方で、駐車場の対象になる方が約3,000人いらっしゃいますので、その差引きが900名ということになります。引下げ額については大体2,000円程度ということで月額見込んでございます。

当然、そういった中でモチベーションが低下するのではないかという御指摘かと思います。職員の人材確保あるいはモチベーション維持向上に関しては、通勤の手当だけではなくて、それ以外の給与の水準であるとか、あるいは働きやすい職場環境であるとか、あるいは柔軟な働き方とか、そういった総合的な取組をもって進めていくべきものであると思いますので、そういった今回の通勤手当のみならず、トータルで神戸市で働いてよかったなと思えるような職場環境を整備できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**委員**（大かわら鈴子）　ちょっとね、その下がる方については何らかの工夫を、もうちょっと再度検討していただきたいなということを申し上げておきます。

手当がアップになるということは、これはもう喜ばしいことですので、これは賛成をしたいとは思っておりますので。

以上です。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　なければ、次に報告事項令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、行財政局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（黒田武志）　よろしいですか。

次に報告事項、居住と税制のあり方に関する検討会からの答申について、御質疑はございませんか。

○**委員**（のまち圭一）　よろしくお願いします。

この検討会答申では、都心機能誘導地区内の区分所有家屋について非居住割合が18.95％と、

中央区の地区外8.12％や、ほかの区のおおむね４から７％台に比べて突出して高いことが示されております。これが都心限定の空室税を検討する大きな根拠の１つとなっています。

しかし、この18.95％は、実際に誰も使っていない空室を確認した数字ではなく、住民基本台帳と固定資産課税台帳を住戸単位で突合し、住民登録がない住戸の割合を示したものです。

調査対象は1,134棟、８万8,046戸と大規模ですが、あくまで住民票の有無を基にした数字です。さらに、市が自身で行った水道使用量による分析を見ると、都心機能誘導地区内のタワーマンションでは、住民票ベースで非居住割合が19.74％である一方で、水道使用量を見ると、年間180日相当未満で13.1％、年間50日相当未満で7.21％、年間１日相当未満では2.03％まで低下しています。

答申自身も住民票がなくてもセカンドハウスや別荘などとして、何らかの利用実態がある住戸が一定数存在するとしています。

今回検討している税制の主たる目的は、都心における住宅ストックの利活用推進とされています。そうであるなら、本来、把握すべきは住民票がない住宅であり、実際の住宅ストックとして、利活用されていない住宅がどれだけ存在するかではないでしょうか。

まず、市として18.95％という数字を、空室率として認識しているのか。それとも住民登録のない住戸の割合と認識しているのか。また、18.95％の中にセカンドハウス、２地域居住、法人利用、賃貸中、売却・賃貸事業の準備中など、どの程度含まれているのか、実際に長期間ほとんど利用されていない住戸が何戸、何％存在するのか、どこまで把握しているのかをお伺いします。

○**野崎行財政局局長**　今、のまち委員御指摘いただきました18.95％、これ中央区の都心機能誘導地区内における、いわゆる答申の中では非居住住宅というふうに位置づけられているものでございますけれども、これは先ほど御指摘があったとおり、住民票がない住戸の数でございます。

また、住民票がないことをもって、利用されていないかと言えば、全くそういうことでは確かにございませんで、実際、水道使用量などの調査も併せて行っておりますけれども、一定日数利用されている。これはいわゆるセカンドハウスであるとか、様々な用途に使われているものというふうに認識をしてございます。

現在、この答申を受けて、制度の検討というのを内部で行っていく中で、いわゆる非居住住宅というものについての在り方についても併せて検討することにしてございます。定義としては、現時点においては住民票がない住戸ということにとどまっておりますので、そのうち、実際に利用されているか否かという実態をどのように把握するかということも含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**委員**（のまち圭一）　寝屋川市――大阪の寝屋川市でも今年、この空室税という形の条例が可決されたわけなんですけども、そこでも住民票だけではなくて、水道の使用量であるとか、現地へ直接行って調査っていうふうな形で、まずそれを調べてから課税対象にしていくというふうなことも言っておりましたので、そこはしっかりと調査していただきたいところなんですけども、今回のこの資料が18.95％というのが非常に象徴的に書かれているところがすごい気になるところでありまして、例えば、灘区とか兵庫区においては――ほかの区では、都心以外の分を全部含めた形の数字と、都心だけを比べてて、特筆するような形になるので、あまりフェアなグラフじゃないのかなっていうところも気にはなっております。

そういった上で、もう１点質問なんですけども、実際の民間市場との中で確認するとですね、中央区の都心部のリート保有の賃貸マンション、いわゆる賃貸専用のマンションですよね、そう

いうところではおおむね94から98％と高い稼働率となっています。中央区の賃貸マンションは、賃料も近年上昇しています。もちろん、賃貸マンションと分譲マンションを単純比較することはできませんが、少なくとも都心部が住宅需要が弱く、空室が大量に発生している市場とは言い難い状況です。そうすると、この18.95％という数字は空室が多いというよりも、住民票を置かずに利用している住宅や、市場に出ていない住宅が多いことを示している可能性があります。検討会では、民間賃貸住宅の稼働率や流通状況など、市場側のデータをどこまで分析したのでしょうか。また、新たなこの制度を検討するに当たり、18.95％の内訳をより詳細に調査すべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○**野崎行財政局局長**　今御指摘いただいております、いわゆる住民票のない住戸については、一旦、表現としては非居住住宅ということにしてございますけれども、実際、非居住かどうかについては、先ほど述べたように実態をまず把握する必要があるという認識でございます。

　また、今本当に御指摘いただいたように、様々な利用形態、用途がございまして、例えば、私ども答申の中にも触れられてますが、いわゆる法人所有の物件なども一定ございまして、そういった場合には実際どのような利用になっているかということも併せて詳しく調査する必要がございます。

　今御指摘いただいた内容については、現時点において明確にちょっとお示ししているものはございませんけれども、これまで行われた調査の中でも、ある程度は周辺情報として、こういう実態なのではないかと推察できる部分もございますし、また改めて、今後データをいろいろと取りまして、その中で今御指摘いただいた内容についても明らかにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**委員**（のまち圭一）　今後これから検討していくというところなので、また５年をめどに見直していくっていうふうな形を取られたと思いますので、しっかりと分析していただきまして、この数値がですね、ちゃんとこの条例とかをつくるに当たっての根拠となるように、しっかりと分析していただきたいと思います。

　以上です。

○**委員長**（黒田武志）　他にございませんか。

○**委員**（平野章三）　局長にちょっとお伺いしたいんですけど、これ空室税の問題は、税を取ることが目的なのか、この活性化とか、いろんな問題で、政策をすることが目的なのか。政策を考えてどうするかということを目的なのか、ちょっとその辺どちらなんでしょう。

○**正木行財政局長**　政策のほうが目的でございます。

○**委員**（平野章三）　そしたら、政策としてどう判断するかということになると、この事業の運営はどこが窓口になるんでしょうか。前は企画がやってたということをお聞きしたんですが、どこのポジションが窓口になるんでしょうか。これからいろんな議論をしていくときの責任者。

○**正木行財政局長**　まず、この報告書、検討会の位置づけからですけれども、この資料にも書いてございますとおり、タワーマンションと地域社会との関わりのあり方に関する有識者会議というのがありまして、そこでは別に税がテーマというわけではなくて、このタワーマンションと地域社会と、このテーマについて、そういった政策を踏まえて、どういう手法があり得るかということでいろいろ議論してきたものでございます。

　その中の報告書の中で、タワーマンションで空き部屋の所有者に対する法定外税の提案があったということを踏まえて、では法定外税として具体的にどのような可能性が専門的な見地からあ

り得るかというところでこの検討会で、今回御報告した居住と税制のあり方に関する検討会で検討がなされたというところでございます。

その大きな政策目的については、企画調整局中心にそのタワーマンションの在り方を議論していて、もちろん建築住宅局とか、ほかの局とも関係しますので、そこと調整しながらですけれども、最終的に税制ということになれば、税の法的な考え方等もありますので、行財政局において検討するということでございます。

○**委員**（平野章三）　行財政局でもいいんですが、どこが窓口になるんでしょうか、担当窓口。これはっきり、どっちかなんですよね。税を取ることで――目的で動かれるのか、いやこれ違うと、空室に対する政策をどうするかということで、それを判断すると。その場合の窓口はどっちなのかと。もし政策として判断する場合は、こういう形でやるけど、あと税の取り方は、ほんなら税の関係やけど、それどっちなんでしょう。これ物すごい大きなことなんです。政策として、先ほど局長言われたんで、これをこれから検討していくのに、どこが窓口で誰が担当するんか、ちょっと教えていただきたい。

○**正木行財政局長**　目的は、繰り返しになりますけれども、税を取ることというよりは政策目的でございます。そのタワーマンション、この全体に関しましては、企画調整局が総合調整しているというところでございます。そのタワーマンションのこの課題に対してどういうふうに取り組むかというのは、いろいろな手法があると思いますけれども、そのうちの１つとして税があると。この税について、どう対応するかというのは税を所管している行財政局が担当しているということです。

○**委員**（平野章三）　全然言ってること違うやん。政策やったら、この政策を今後、この問題を基本に検討をこれからしていくと。我々にまた提案あると思うんですけど、検討する窓口はどこなんですかと。それは税のところの関係者の人が窓口になるんやったら、税を取ることが目的になるんではないんですかと私は聞いている。だけど、局長は政策だと言うた。そしたら、行財政局の中でも、政策的に判断できる立場の人がするのか、税を取る人がこれを進めるのか、これはっきりしてほしいんですよ。

意味分からんかな、言うてることが。僕は企画であろうが、行財政であろうが、政策として判断するポジション、担当者、誰かなということ。

○**正木行財政局長**　委員の御指摘はその税部局は税を取ることを考えるべきであって、その政策目的でということは、ほかの部局ではないかという御指摘だと思いますけれども、そこは税部局であっても、その政策目的を踏まえて、どういうふうな手法が税法上あり得るかということを検討するということは可能ではないかなと考えておりまして、当然その税務局だけで検討しているわけではありませんで、その企画調整局含めですね、関係部局と連携しながら、また市長、副市長とも議論しながらというところで、当然、市長はその全体を検討する立場ではございますので、そういったところで判断するということで考えてございます。

○**委員**（平野章三）　違うって、俺、担当者誰になるのかと聞いてるんでね、企画調整や市長や何や名前出したら、ほんなら市長に相談せないかんのかなと。市長に聞かないかんのかな。違うやろうと。この問題をこれから進めていくのに、どこの、財務やったら財務でいいですよ、政策として判断する担当者は誰かなということなんですよ。

ちょっと待って、税制じゃなしに、これ、政策いうて言われたんでしょう、政策。これの窓口を聞いとんです。

○**正木行財政局長**　この政策目的の税をどうするかについては税務部が担当でございます。
○**委員**（平野章三）　ということは、この税を取る。税を取る人がこの空室税の問題を議論して、責任者になるということですか。
○**正木行財政局長**　はい、税務部で検討するということでございます。
○**委員**（平野章三）　私は、税を取る人がこの議論を進めていくこと自体、信じられへんのですよ。
普通は、政策は政策でして、あとこの方向で税を取ってください言うたら、税が税の取り方をどうするかということやけど、これを、この問題を税を取るために税の担当者が動いているように見えるんですよ。
これはもうはっきり、もうこれ以上は言いませんけど、異常な状態やということだけ言うときます。
○**委員長**（黒田武志）　よろしいですか。
他にございませんか。
（なし）
○**委員長**（黒田武志）　なければ、ではこの際、行財政局の所管事項について御質疑はございませんか。
よろしいですか。
（なし）
○**委員長**（黒田武志）　他に御質疑がなければ、行財政局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。
委員の皆様におかれましては、行財政局が退出するまで、しばらくお待ち願います。

○**委員長**（黒田武志）　それでは、これより意見決定を行います。
まず、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分につきましては、いかがいたしましょうか。
（「異議なし」の声あり）
○**委員長**（黒田武志）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。
次に、第57号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件につきましては、いかがいたしましょうか。
（「異議なし」「異議あり」の声あり）
○**委員長**（黒田武志）　原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。
原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
○**委員長**（黒田武志）　挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。
次に、第58号議案神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件についてはいかがいたしましょう。
（「異議なし」の声あり）
○**委員長**（黒田武志）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。
以上で意見決定は終了いたしました。

○**委員長**（黒田武志）　本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午前11時49分閉会）